

## 福岡県知事及び自由民主党福岡県支部連合会会長への「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する『ワンヘルス』の実践に関する要請」について

現在、全世界にまん延している新型コロナウイルス感染症等、動物由来の人と動物の共通感染症については、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の取組みが求められている。

本取組みについては、本誌第74巻第6号で紹介したとおり、福岡県では「ワンヘルス推進基本条例」を制定し、「ワンヘルス」の実践体制の構築を進めており、世界的にも先駆者的な取組みとして内外から評価されているところである。

令和3年7月15日、服部誠太郎 福岡県知事、江口 勝 同副知事、原口剣生 自由民主党福岡県支部連合会会長、松尾統章 同幹事長、中牟田伸二 同総務会長ほかが本会に來会され、本会藏内会長と「ワンヘルス」の取組みについての意見交換がなされた。

なお、その際、藏内会長から服部知事及び原口県連会長に対して、別記のとおり「ワンヘルス」の実践に関する要請が行われたので、ここに紹介する。



図1 左より、江口副知事、服部知事、藏内会長、境副会長兼専務理事



図2 左より、中牟田県連総務会長、松尾県連幹事長、原口県連会長、藏内会長、境副会長兼専務理事、古賀事務局長

福岡県知事  
服部 誠太郎 様  
(自由民主党福岡県支部連合会  
会長 原口 剣生 様)

新型コロナウイルス感染症等動物由来の  
人と動物の共通感染症に対する  
「ワンヘルス」の実践に関する要請

令和3年7月

公益社団法人 日本獣医師会  
日本獣医師連盟

貴県におかれては、地方行政の立場から、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。本感染症は人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）とされています。同様に、近年の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人と動物の共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。これを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的な「ワンヘルス」の実践体制が構築されました。更に、両会はこのような体制を基盤として、平成28年11月には「第2回 世界獣医師会 - 世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択するなど、「ワンヘルス」の実践活動を強化しています。

しかし、遺憾ながら、国及び地方自治体における「ワンヘルス」の実践体制の現状は不十分と言わざるを得ません。即ち、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています。

このように国の危機管理体制が不備な状況の中において、貴県が「ワンヘルス推進基本条例」（以下「条例」という。）を制定し、「ワンヘルス」の実践体制を構築しようとする取組は、日本国内はもとより、アジア及び世界においても類を見ない画期的なものです。

つきましては、本会としても貴県の取組を高く評価するとともに、貴県及び本会の「ワンヘルス」の実践活動が一層迅速かつ効果的に推進されるよう、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 条例に規定された「ワンヘルス」推進体制の整備等

- (1) 条例第6条の規定に基づき、医師、獣医師及び医療関係団体が取り組む「ワンヘルス」の推進に関する情報交換、研究体制及び医学・獣医学教育の充実・強化等の連携活動に対し、貴県の各部局が積極的に指導及び支援を行うこと。
- (2) 条例第13条の規定等に基づく「ワンヘルス」

の推進体制の整備の一環として、「ワンヘルス」の推進に要する広範な知識及び経験を有する獣医師職員等人材の育成並びに業務の円滑な運営を図ること。

- (3) 条例第14条の規定に基づき、保健環境研究所の機能の充実・強化を図るとともに、家畜保健衛生所を現行の家畜・家禽にとどまらず愛玩動物及び野生動物も所管できる「動物保健衛生所」に組織改編し、「ワンヘルス」中核拠点として早期に整備すること。
- (4) 条例第19条の規定に基づき、国境を越えて侵入する新興・再興感染症の対策が後手に回ることのないよう、アジア各国及び九州各県の自治体、研究機関等と広域に連携して人獣共通感染症対策等を総合的に先導する国の拠点機関として「アジア防疫センター（仮称）」を貴県に誘致すること。

### 2 第21回アジア獣医師会連合大会への協力・支援

- (1) 令和4年11月に福岡市において開催予定の第21回アジア獣医師会連合大会（以下「FAVA大会」という。）が、新型コロナウイルス感染症禍にあっても、貴県民のご理解と参加を得て安全かつ安心して開催されるよう、広報活動を含め全面的に支援すること。
- (2) FAVA大会の開催において、市民公開講座等のプログラムの企画、実施等に積極的に参加するとともに、アジア各国からの参加者等の貴県における文化交流活動等を企画及び支援すること。
- (3) 「福岡宣言」として発信された「ワンヘルス」の実践に関する貴県の活動をFAVA大会参加者、県民等に紹介・普及するとともに、FAVA大会における新たな宣言の発信に尽力すること。

### 3 災害時の獣医師による動物救護活動の位置付けの明確化

公益社団法人福岡県獣医師会を災害対策基本法に基づく指定地方公共機関に指定し、災害対策の公的实施機関に位置付けるとともに、獣医師による動物救護活動に要する費用の負担、同活動に起因する負傷等に対する損害補償等の措置を講じること。

以上